

○議長（長澤健君）

続いて通告５番 １０番 青柳光仁君の一般質問を行います。

１０番 青柳光仁君。

○１０番議員（青柳光仁君）

それでは早速、通告通り質問に移りたいと思います。大きい質問の１番、町の財政見通しについてであります。地方債残高は、予測ではありますが、令和３年度の決算をした場合ですね、その見込みが９３億６４００万円となっています。人口減少もあり、町民の将来負担への不安は消えません。将来負担比率も令和元年度、５８％に比較して、令和３年は１１１．４％と予測されております。さらに令和７年になりますと、約３倍の１７４％という予測をされています。そういった中で、非常に今からの子どもたちへ負担が増えるのではないかと。それからいわゆる一般的に言う貯金で、基金残高も元年度の決算で２７億７３００万円あるところが、令和７年になりますと１６億８２００万円と予測されていて、いわゆる貯金が約１０億円減ってしまいます。そういった中で、今後の財政運営について伺いたいと思います。

○議長（長澤健君）

財務課長 樋口一也君。

○財務課長（樋口一也君）

それではただいまのご質問にお答えいたします。ご質問におけます地方債残高や将来負担比率につきましては、昨年１１月に山梨県が取りまとめた県内市町村の財政状況等調査によるものであります。

この時点における本町のシミュレーションでは、令和２年度の将来負担比率を７７．８％と予測しておりましたが、今定例会の報告第９号財政健全化判断比率でご説明申し上げた通り、将来負担比率につきましては５５．３％と前年度を下回った結果となり、財政は健全であると考えております。

この将来負担比率は、標準財政規模に対する地方債残高の割合によって算出されるもので、財政健全化を表す指標となっており、早期健全化基準となる比率は３５０％であります。令和３年度につきましては、決算を終えた後に正確な数値が算出されますが、町としましては、これまでも財政健全化判断比率を念頭に、各種事業や政策に取り組んできており、今後も財政健全化判断比率を見きわめながら事業を執行することにより、安定した財政運営に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○１０番議員（青柳光仁君）

先にも質問のありましたように、相対的に現在の状況ですと中学校の改修、こ

れから体育館を造る、新庁舎を造るということで起債がだいぶ増えるのではないかという不安があります。そういったことを「安心ですよ」と、将来負担比率が350%までは安心なんだということではなくて、ぜひ財政健全化ということで将来負担比率も抑えながら財政運営をお願いするところであります。

それでは次に大きい2項目、経済対策について伺います。(1)のプレミアム商品券について、1人2冊販売をしたときの確認方法を伺いたいと思います。

○議長（長澤健君）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。プレミアム商品券事業につきましては、商工会に委託し、5月30、31日と集中販売を2か所で実施し、6月1日から7月13日まで、商工会のみで販売をいたしました。プレミアム商品券の販売時の確認方法につきましては、購入者の自己申告により行ったところであります。

これはコロナ禍での販売であり、販売時の窓口をスムーズに行うことにより密になることを防ぐためであり、町民には購入可能な冊数について、事前に広報誌やホームページで1人2冊までの購入を周知し、購入の際にも、口頭やチラシなどでお願いをしたところであります。

なお、6月1日以降、商工会1か所のみで販売をしたことから、複数回購入に来られた方や大量に購入をされる方については、商工会が注意をし、販売をお断りしたところであります。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

確認方法ですけれども、北杜市とか甲斐市はこういったプレミアム商品券と同様なものを引換券という形で各世帯へ送って、例えば2人世帯であれば、うちの町で言えば4冊ですという引換券を送って、北杜市は郵便局を受託業者として郵便局で引き換えを行った。ところが、今課長の答弁にありましたように、自己申告、性善説に依るということですので、私も5月31日の集中販売のときに並びました。30日だときっと混むだろうと思って少し時間をずらして行ったのですが、私の後ろに並んでいたご夫婦で、両方が買っていった方が2組いました。そのうちの1組は、「今文化ホールへ行ってきた。またここで買う。」というお話をしていました。商工会に対して、販売事務の協定書とか仕様書とか、確認方法をどのようなことを指示したのか伺いたいと思います。再質問です。

○議長（長澤健君）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまの商工会への確認方法についてのご質問にお答えいたします。商工会との契約書に確認方法は明示しておりませんが、しかし契約後の商工会との打ち合わせの際に、購入時の確認方法につきましては自己申告で行うこと、また、家族数以上の購入が明らかに分かる場合には、購入をお断りするよう指示をしたところでございます。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

ところが実態は、1人が世帯員も分かっていたかもしれませんが、事業者が何回も来て10冊ずつ最高50冊くらい買ったと。さすがに商工会の方でも、ここまでにしてくださいとお断りしたというような話を聞いています。それから、同じ人が何回も来る、あるいは2人世帯の人が何回も来て10冊20冊買ったという。これは噂ですけども、そういうことも聞いています。もうひとつは、最初の販売実施のPRの中に、町内在勤者もオーケーという条件が入っています。これも良いことだと思うけれど、町内の世帯の世帯人数は役場で捉えられると思いますけど、町外から私どもの町へ勤めていただいている方の人数把握というのはできるのか、伺います。

○議長（長澤健君）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまの在勤者についてのご質問にお答えいたします。在勤者の確認につきましても自己申告といたしましたので、資料等の確認はしておりません。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

販売総数が3万冊です。人口1万5千人近いということと、それから生活困窮とか障害をお持ちの方とかには配布をしていただいたようなので、いわゆる町民1万5千人ということを考えて、ただ町内在勤者というとパートさんもいるでしょうし、常時変更もあると思います。おそらく、今おっしゃったようにつかみきれないですね。先ほども何十冊という話もしましたが、今度使い道としては、町外の方が何人も買いに来て、「まほらの湯」とか「かじかの湯」で利用する。それからガソリンスタンドでガソリンを買うのに使ったと。これも私は確認したわけではないですし、その人を特定できるものでもありませんけれど、非常にそういう声が多く聞こえます。

そこで、もうひとつは「私は町民だけど買えなかった」という声も聞きます。というのは、その前の応援チケットの時には期間が3、4か月あるいはもっとあ

った場合で30%位しか販売できなかったと。今回は5月30日の集中販売から始まって7月13日で、そうすると1か月半位で完売してしまった。これを売らんがために、何のチェックも検討しなかったのではないのですか。私どもも早く完売して、うちの町で使っていただけるという当初の目的の経済効果については十分達成できたと、うちの町にある事業所で使っていただけると、これは有難いことですけれども、もうひとつの目的であります町民生活支援の目的は、何十冊も本人確認をしなかったために、町民が買うという生活支援の方が大きく阻害されています。

再質問ですけれども、世帯ごとの人数は役場でないと分かりません。今これを聞こうかと思いましたが課長の答弁の一部にありましたので、商工会には特に確認方法は指示していないということでした。そこでもうひとつの質問として、町内在勤者の確認はどんな資料がありますか。伺いたいと思います。

○議長（長澤健君）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。在勤者の確認のための資料ということですが、こちらのほうは自己申告としておりましたので、特に資料の確認等は考えておりません。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

そうすると3万冊の総数がずれてくると思うのですね。何百人が私どもの町へ働きに来てくれているか、その方が1人2冊買えば、当然町民の分が足りなくなると、ちょっと残念ですね。富士川町のプレミアム商品券には、事業実施要綱というのが制定してあります。要綱の第3条では、販売対象者は町内在住者および在勤者とあります。これでホームページや広報誌でPRされていますね。その下にただし書きがありまして、「ただし、繰り返し購入することを妨げない。」とあります。

そこで再質問です。この条項の繰り返し購入することを妨げないということは、どのような方法で商工会とか町民に周知したのか、伺います。

○議長（長澤健君）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。この要綱につきましては販売方針が決定後、改正することとしておりましたが、事務処理上の誤りがございまして要綱と周知の内容に相違がございました。販売方針では、購入につきまして1世帯の

人数×2冊を限度とし、議員の皆様へ概要説明を行いまして、町の広報誌やホームページでも同様にお知らせをしたところであります。なお繰り返し購入することを妨げないとしたのは、家族数を一度に購入できない場合を考えての条項でございます。

要綱に誤りがございましたが、商工会での約1か月半の販売では大きな混乱もなく販売が販売を終了いたしました。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

今のお答えで、大きな混乱もなく1か月半で販売を終了したと。これは大きな混乱もないと思います。非常にスムーズな流れで、ただ「何冊ですか」しか聞いてもらえないのです。家は2人ですから4冊です。先ほどの、私の後ろに並んでいたご夫婦はそれぞれ8冊ずつ買っていきました。その世帯が何人か私は知りませんので、良いか悪いかは分かりませんが。

○議長（長澤健君）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時57分

---

再開 午後 1時

○議長（長澤健君）

休憩を解いて再開します。

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

それでは、先ほどの続きですけれど、事務取扱要綱です。その9条には「町長は、事業の概要について広報その他の方法により町民へ周知する。」となっておりますが、実施要項は係内で取り扱う事務の条件を書いたもので、変更があっても議会の承認を得る必要もないし、予算提出時の議会への事前説明もありませんでした。広報とホームページでは、繰り返し購入のことは分かりませんでした。商工会や町民にどのような周知の方法があったと思うか、伺いたいと思います。再質問です。

○議長（長澤健君）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。議会への説明につきましては、事業の

概要を作成いたしましたして、全員協議会にて説明をさせていただきました。周知方法につきましては、チラシを新聞折り込みにしたほか、ホームページおよび広報誌に掲載をいたしました。

また、購入方法についても問い合わせがあった場合は、1世帯の人数×2冊までを限度としまして、まとめて家族分を購入することが可能であるということを回答しております。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

再度質問します。私が聞きたいのは、繰り返し購入のことについて、どのような周知方法があったのかと、事後になりますけれど、お考えがあれば伺います。

○議長（長澤健君）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

繰り返し購入ということですが、1世帯家族数が一度に購入ができない場合を考えてのことです。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

事務取扱要綱を見ますと、読んで字の通り何回でも良いとしか読めませんけれども、そういうお考えであれば、それはそれで受け取っておきます。

次の（2）の質問に移ります。コロナ終息が見えない中、今後も同様な対策の計画があるのか伺います。

○議長（長澤健君）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。町ではこれまでに元気応援券事業、飲食店等応援チケット事業、プレミアム商品券事業を新型コロナウイルス感染症対応として、町民の皆さまの生活支援と地域経済支援を行って参りました。

新型コロナウイルス感染症の長期に伴って、町内飲食店などは依然として大きな影響を受けておりますが、今のところ商品券の支給販売は考えておりません。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

つい最近の新聞報道で、南アルプス市とか身延町が追加の支援事業が行われておりますけれども、そういう今後の計画はないのかと、販売ということではなく

て、そういった支援事業の計画はあるのか、再質問で伺いたいと思います。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

国のほうで地域創生の交付金を出しながら、全国各地で国、県のコロナ対策の関係の施策でやっているものもありますし、それでは地域に合わないものをまた自治体が国の交付金を活用しながら、いろいろな対応をやっている訳であります。今やっている、例えば今質問にありました他の自治体で出して、これはうちが先般行いましたプレミアム商品券が今、向こうの町はやっているということだと思います。

その後、追加の交付も来ております。うちの町で千数百万でありますけれども、これは国のほうからそういったプレミアム商品券、あるいは応援券みたいなものには使うなという指示が来ておりますので、今課長の答弁で、「今のところ商品券の支給、販売は考えておりません」という答弁をさせていただいたところであります。当然交付金が出ておりますので、今、疲弊を受けています飲食店、あるいは県でも考えております代行車、タクシー、そしてホテル等への支援はこれから考えていくところであります。以上です。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

私のこの大きい標題は、経済対策についてということで伺っていますので、全町民ということでもなくて、今、町長におっしゃっていただいた特定事業者でも結構ですから、できるだけ町内事業者支援するような経済対策をお願いしたいと思います。

それでは通告してあります大きい3番。指定管理ほか契約について伺ってきたいと思います。町の公園施設について、指定管理契約は法により協定書という表現になっているようです。一般的には契約書ということでしょうけれど、効力は同じということを承知しておりますけれど、その協定書や契約について伺ってきます。

まず、（1）番として株式会社まほらについて、まほらの湯の当初協定書には、指定管理料の支払いの条項はありませんでした。それは、指定管理を受託した場合、修繕とか備品の購入とか、20万円以上の負担については、町が負担するという有利な条件。固定資産もないし、有利な条件があるので、十分収益が見込めると判断して受託していただいたものと考えております。

しかし、同社の令和3年度更新協定書には、指定管理料条項を入れて、6年間の累積赤字を解消できるような指定管理料支払いの条項になっています。こうい

うことで、実はかじかの湯の募集要項をさかのぼってみましたら、募集のとき、指定管理料はありませんということがはっきり書いてあるんです。今度は、指定管理料は払います、というふうに変わりましたので、他の指定管理業者、そういうところへもこの条項を入れるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（長澤健君）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。現在、指定管理で運営している施設は6施設あり、このうち5施設に指定管理料の支払いを行っているところであります。まほらの湯の指定管理料につきましては、協定書の締結を行った当初から条文に謳われておりました、富士川町まほらの湯の管理運営に関する基本協定の第48条協定の変更の規定に基づき、株式会社まほらから指定管理料の協議の申し出があったため、協議した結果、令和2年9月23日に指定管理料を定める協定変更を行ったところであります。

指定管理業者から、今後も指定管理料に限らず、協定内容の変更協議の申し出があった場合には、協定書に基づき、その都度協議して参りたいと考えております。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

今は6施設にはあるというお話でしたけども、ブルーアースにも指定管理料支払いの条項は、ちょっと見当たりませんでした。私が見落としかもしれませんけども、伺います。

○議長（長澤健君）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。ブルーアースのみございません。指定管理料は設定しておりません。以上です。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

このまほらの湯の管理運営に関する基本協定書、今、課長から説明があったように、両者が話し合いで決めるということは出ております。それで、私が前に減額修正案を出した以降、令和2年でしたか、9月に変更する協定書を結んで、各条項が基本協定の条項を繰り下げて、利用料金収入等の取扱いというところへ、28条を追加して、「甲は乙に対し、決算書に基づく累積損失額の解消のため、指

定管理料を支払う」と。2として、「指定管理料は別途、毎年度に締結する年度協定に定めるものとする」ということで、基本協定書を変更されています。

その、今年度更新した令和3年度の年度協定書、これを見てもみると、ちょっとよくわからないんですけど、第4条の中に、「次の計算方法で算出した指定管理料を支払うものとする」とあります。「指定管理料、前年度の利益剰余金、割ることの前年度までの決算年数」、これは2年経過なんです、令和3年で。プラス前年度の利益剰余金、割る指定期間の残年数、5年契約ですから、あと3年ありますから3年で割ると。そうすると、上の方では累積欠損を解消するためというふうにありますけども、前年度のまほらの湯の決算では、令和2年度で354万3554円の赤字なんです。そうすると、前年度の利益剰余金というのはマイナス350万。これを前年度までの決算年数で割ると、2で割りますから、赤字の△の177万1千何がしという金額が、マイナスで出てきます。それに足すことの前年度の利益剰余金、赤字の354万3554円割ることの残年数と。3で割りますから118万何がしというふうに出て、合計しますと、マイナスの295万2962円になります。これを支払うという表現はどういうことですかね。マイナスの295万2962円。というのは頭が前年度の利益剰余金となっています。ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

決算書の文言を使っていますから利益剰余金ということになります。それが赤字であれば、マイナスで表示されます。また私が、この議会の冒頭に言いましたように、昨年9月の定例会におきまして、決算数値に基づくこれまでの累積赤字、利益剰余金が累積赤字になっているわけでありまして、累積赤字額から単年度の赤字予想額を算定した額、これは今までのものを今までの期間で割った額です。そうすると、毎年このぐらいずつは赤字が出るだろうという想定額。それと、累積赤字額を、残りの指定管理期間で除した額、あと去年の場合は4年、今年の場合は3年ということになりますが、それを除した額を合算した額を当年度の指定管理料として、昨年ご承認をいただきました。それで、同額を今年の令和3年度予算にも計上してあります。当初予算はまだ令和2年度の決算が出ておりませんので、今回、令和2年度の決算が出ましたから、同様の計算方法を用いて今年の指定管理料の額を算出し、当初予算に230万計上してありますので、その分を差し引いた額を今回の議会で、今年度の指定管理料、トータルすると420万になると思うんですが、その額の不足額を補正額で計上させていただいています。計算方法は、昨年、この議会で皆さんにご説明したとおりの計算法を、今使っている。契約書の中には累積赤字額とは表示されておりません。剰余金としてあり

ます。これは決算帳票に用いる文言をそのまま使っている。赤字の場合はマイナスで出ます。プラスの場合はマイナス表示がなく、プラス表示で出てきますので、まほらの場合は、そこが赤字マイナスになっているから、わかりやすく「累積赤字額」と私は表現させていただいていますが、同様なものであります。以上です。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

ちょっとこの字面をそのまま見ますと非常にわかりづらい。プラスのときは、例えば100万円の利益があった場合は、割り算していくと83万3千円ぐらいになると。83万3千円の100万円の利益に対して、今までの2年と今後3年の指定管理料を足して、83万3千円払います、という計算になる。プラスの場合は、それともう一つは基本協定書にあるように、利益の10%を町へ納入するという条項がありますから、100万円から先10万円を引くのか、計算をした後から、プラスの場合10万円を引くのか、その計算もわかりませんので、再質問として教えてください。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

指定管理施設によって、いろいろパーセントは違ってきます。まほらの場合は、単年度で利益が出た場合には、町に10%納付するという条項になっていると思います。株式会社富士川は、利益が出た場合は50%町へ納付をしないと。道の駅富士川の場合は、これまでの7年間全て黒字でありましたから、税引き前の数字で50%町へ納付させています。そんな感じでまほらも、当初は利益が出たら10%ということでしたが、10年経ってみて、ずっと赤字だということから、やはり累積赤字があればそれは補填をしなければなりませんので、その分を差し引きながら、昨年の9月に議会の議決を得て、基本協定はそのままですが、年度協定のほうで計算をしながら、出せるような変更契約をしたということになります。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

今の説明で少しわかりましたけども、基本的に私は、民間会社、株式会社へ赤字が出たら補填してやるという協定にはあまり賛成できません。皆さんコロナ禍で苦勞なさっているんです。お店を閉めたり、休んだり、閉める時間を早めたり、そういう中で、たまたま指定管理だから補填してやるということだけれども、コロナの影響で赤字になっている会社へは何にも運転が行かないで、一般の株式会

社に対して、こういう契約をするのがいいのかなという気持ちは、今でも持っています。ただ指定管理として受けていただいているので、年度協定において、こういう申し合わせを結んだということで理解をしておきます。

それで次の（２）の質問、町の公の施設、いきいき館青柳塾迫分館の管理運営事業者が、令和元年度８月に決まりました。ところが、コロナの影響でまだ開業されておりません。開業予定について伺いたいと思います。

○議長（長澤健君）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。青柳宿迫分館は、平成３１年１月に民間事業者の公募を行い、選定委員会から管理運営候補者が報告されたことから、令和元年８月に青柳宿迫分館施設貸付管理活用事業基本協定を締結しております。事業者は、当該施設の持つ旧家の趣きを活かした、食事や催事・集会場所の提供など、地域コミュニティが活性化するよう開業に向けて、施設および園庭の整備に取り組んで参りました。

しかし、コロナ禍の影響もあり、当初予定していた食事処や大勢の人が集まるイベント等の開催などができず、希望する方に施設内を案内する活動を続けております。開業時期については未定ではありますが、今年度中の開業に向け準備を進めております。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○１０番議員（青柳光仁君）

この町の施設ですけれども、青柳宿迫分館は公園になっているということで、再質問ですけれども、管理に対する補助金は支払っているわけですね。指定管理ではないけれども、管理に対する補助金というのは支払っているかどうか伺います。

○議長（長澤健君）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまの管理に対する補助金についてのご質問にお答えいたします。青柳宿迫分館につきましては、管理に対する補助金の交付はしておりませんが、先ほど申し上げました基本協定を締結した事業者が、町のコミュニティビジネスモデル事業起業支援補助金を活用いたしまして、開業の準備を進めております。

この補助金は、地域の課題の解決に向けて、継続的に実施が見込まれる事業に対しまして３年間交付をするものでございます。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

そうすると、管理を引き受けてくれた方は、追分館の敷地とかトイレと、それから駐車場部分が都市公園になっているということで、公園使用料を徴収していると聞いております。公園徴収料というのは年間幾らぐらいになるか、伺いたいと思います。

○議長（長澤健君）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。青柳宿追分館の使用料につきましては、令和元年度は59万8496円で、内訳は建物に係る部分が12万9789円、土地が46万8707円であります。令和2年度は99万7855円で、内訳は建物にかかる部分が21万6387円、土地が78万1468円であります。令和3年度は96万7679円で、内訳は建物に係る部分が21万1495円、土地が75万6184円であります。以上です。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

そうすると、元年度は59万8000円というのは、多分これは月割りか何かで、8月に決まったので約60万円。昨年が99万7855円、令和3年度が96万7679円、100万円近く納めていただいているんです。先ほど商工観光課長からお話あったように、コロナ禍で、お客さんも見込めないので開業はまだ確定してないというお話でしたけれど、令和元年に管理を受けていただいた方が、ご家族みんな揃って庭園・樹木の手入れとか、トイレの清掃、本当に家族ぐるみでしていただいています。都市公園使用料の徴収というのは、条例・法律でやむを得ないとは思いますが、だいたいの条例や何かの協定に対しては、町長の判断により、これでもなくてもいいというような条項が必ず最後のほうによく付いています。都市公園使用料についても、何か減免してあげられる方法はないのでしょうか。再質問で伺います。

○議長（長澤健君）

都市整備課長 山形謙一郎君。

○都市整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。青柳宿追分館は、都市公園内の施設であることから、都市公園法および富士川町都市公園条例の規定に基づき、施設の貸し付けを行っております。このことから、使用料につきましては、条例第14条第1項第1号に定める使用料を徴収しております。

使用料の減免につきましては、公益上必要があると認める場合においては、減

額または免除することができることになっておりますので、本件については該当しないものと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

そうすると、既に3年、丸2年、今後も開業が見込めないとすると、この後は毎年100万円ずつ払って、庭の手入れ、トイレの掃除をやっていただいていると。ぜひ、何か先ほどのまほらじゃありませんけれども、町のために動いていただいている方に支援ができないかということを、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、契約が決まる令和元年2月の青柳宿迫分館の管理運営事業者の募集についてという要綱の中に、これは広報をコピーしてきたんですけども、資格要件で、事業者を構成員に含むグループ、任意団体とあって、個人を除くとありますけども、契約は個人ですよ。確認で伺います。

○議長（長澤健君）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。この事業者に関しましては、個人名ではなく、「集人 一空」という団体でございます。

○議長（長澤健君）

青柳議員、3分を切っています。

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

「一空」というのが、個人ではないという答弁に聞こえましたけれども、それはそれとして、広報で募集しているのは個人は除くとなっています。ぜひ一生懸命、家族ぐるみで公園をきれいにしていただいている事業者に支援が行き届きますように願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（長澤健君）

以上で通告5番 10番 青柳光仁君の一般質問を終わります。